

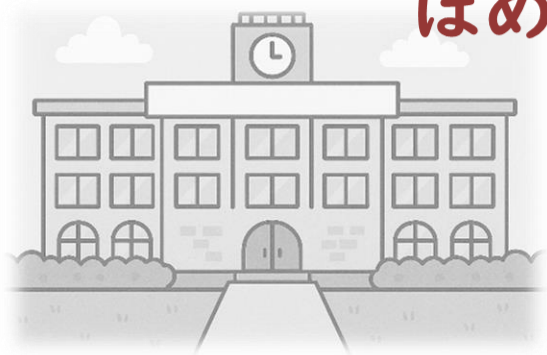
令和8年度佐賀県立学校 実習助手・寄宿舎指導員 採用選考試験 実施要項

＜前年度からの主な変更点＞

○「実習助手」採用選考試験の受験資格が拡大しました！
以下の方々も受験ができます！

- ・高等学校卒業以上の学歴があり、学校で実習助手としての職務に3年以上従事した経験のある方
- ・民間企業など、一つの職場で正社員又は正規職員として3年以上の勤務経験がある方

○論文試験を廃止。面接試験の時間をより充実させることで、人物重視の選考を行います。



ほめるから、はじめる。
はじまる。

“ほめよう、さがっ子。”

受付期間・選考試験・合格発表

受付期間	9月29日（月）～10月20日（月）
選考試験	11月15日（土） 会場 佐賀県立佐賀東高等学校
合格発表	12月 5日（金） 予定

佐 賀 県 教 育 委 員 会

実習助手 採用選考試験

第1 目的

この選考試験は、令和8年度に佐賀県立学校実習助手として採用する候補者を決定するために実施する。

第2 受験資格

次の1～3に該当する者

- 1 昭和41年4月2日以降に出生した者
- 2 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- 3 受験する教科（科目）について、次の要件を満たす者

教科	科目	受験資格
工業	機械	次のア～ウのいずれかに該当する者 ア 高等学校卒業（卒業見込を含む）以上の学歴を有し、 <u>工業の専門学科又はそれに相当する課程</u> を履修した者 イ 高等学校卒業以上の学歴を有し、学校において、実習助手としての職務に3年以上従事した者※1※2 ウ 民間企業等において、一つの職場で正社員又は正規職員として3年以上の勤務経験があり、受験する教科に関する特に秀でた知識・技能を有する者※2
	電気系	
	建設系	
理科家庭	—	次のア～エのいずれかに該当する者 ア 短期大学卒業（卒業見込を含む）以上の学歴を有する者 イ 高等学校卒業（卒業見込を含む）以上の学歴を有し、 <u>家庭の専門学科又はそれに相当する課程</u> を履修した者※3 ウ 高等学校卒業以上の学歴を有し、学校において、実習助手としての職務に3年以上従事した者※1※2 エ 民間企業等において、一つの職場で正社員又は正規職員として3年以上の勤務経験があり、受験する教科に関する特に秀でた知識・技能を有する者※2

※1 臨時的任用職員としての任用も含む

※2 休職期間等、勤務の実態がない期間は含まない

※3 専門学科又はそれに相当する課程には、普通科は含まない

第3 採用予定者数

教科	科目	採用予定者数	職務の概要
工業	機械	2名程度	工業の実験又は実習等について、教諭の職務を助ける。
	電気系	1名程度	
	建設系	1名程度	
理科家庭	—	1名程度	理科及び家庭科の実験又は実習等について、教諭の職務を助ける。

寄宿舎指導員 採用選考試験

第1 目的

この選考試験は、令和8年度に佐賀県立学校寄宿舎指導員として採用する候補者を決定するために実施する。

第2 受験資格

次の1～3に該当する者

- 1 昭和41年4月2日以降に出生した者
- 2 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- 3 次のア～ウのいずれかに該当する者

採用職名	受験資格
寄宿舎指導員	ア 短期大学卒業（卒業見込を含む）以上の学歴を有する者 イ 看護師、保育士、介護福祉士、社会福祉士又は栄養士の資格を有する者（令和8年3月末までに取得見込の者を含む） ウ 高等学校卒業以上の学歴を有し、学校や児童福祉施設等において、寄宿舎指導員や生活指導員等としての職務に3年以上従事した者※1※2

※1 臨時的任用職員としての任用も含む

※2 休職期間等、勤務の実態がない期間は含まない

第3 採用予定者数

採用職名	採用予定者数	職務の概要
寄宿舎指導員	2名程度	特別支援学校に設置されている寄宿舎において、児童生徒等と起居をともにし、日常生活上の世話及び生活指導等に従事する。

実習助手・寄宿舎指導員 共通事項

第4 試験概要

- 1 期 日 令和7年11月15日（土）
2 会 場 佐賀県立佐賀東高等学校：佐賀市南佐賀3丁目11-15（TEL：0952-24-0141）
3 試験の内容

一般・教職教養試験	教育原理、教育心理、教育法規、人権教育、ICT教育関係、時事、高校卒業程度の一般常識に関すること
専門試験	【実習助手】受験する教科・科目の専門に関する問題 【寄宿舎指導員】特別支援教育や寄宿舎指導に関する専門的な知識を問う問題
面接試験	20分程度の個人面接

- 4 集合時刻 8時40分 ※ 試験会場は、7時45分に開場予定。

5 日 程

11月15日(土)	8:40~9:00	9:10~9:50	10:30~11:20	12:30~
	諸注意・連絡	一般・教職 教養試験 (40分)	専門試験 (50分)	面接試験 (随時解散)

第5 各試験の配点、選考基準・評価の観点

1 配点について

一般・教職教養試験	専門試験	面接試験
60点	80点	160点

2 選考基準・評価の観点について

- (1) 各試験の得点が基準（受験者の平均点等により定めたもの）に満たない場合には、不合格とする。
(2) 面接試験は、人物、意欲、対人関係能力等、教職員としての適性等を総合的に評価する。

第6 受験申込の手続き

受験申込は、**原則、電子申請でのみ**受け付ける。

特別な事情により、電子申請による申込ができない場合には、佐賀県教育委員会事務局教職員課県立人事担当に問い合わせること。

1 受験申込の手続き

受付期間	令和7年9月29日（月）～令和7年10月20日（月） ・受付期間内に申込が完了しなかった場合は、受験できない。	
申請方法	受付申込は、 原則、電子申請（佐賀県電子申請サービス）でのみ 受け付ける。 右記の二次元バーコードもしくは下記URLへアクセスする。 (https://denshi-shinsei.pref.saga.lg.jp)	

手続きの流れ	① 「★利用者情報」の新規登録から仮登録を行う。 ② ①で登録したメールアドレスに『【佐賀県_電子申請】本登録 URL のお知らせ』のメールが届く。 ③ ②のメール本文内にある本登録用 URL をクリックし、本登録を行う。 ・登録した利用者IDとパスワードは、以後の手続きでも必要なので、必ず控えておく。 ・電子申請の内容等で不備があれば、登録したメールアドレス宛に修正依頼のメールを送るので、よく確認すること。 ④ 「★利用者情報」でログイン→「申請を探す」の「募集で探す」、または検索窓にキーワード（「実習助手」または「寄宿舍指導員」）を入力して検索し、電子申請により受験申込を行う。
--------	---

※受付期間中は24時間申込を受け付けるが、保守点検作業等のため電子申請サービスを停止する場合がある。
受付期間終了直前は、電子申請システムが混み合うことも考えられるため、余裕をもって申込をすること。

2 問合せ先

システム操作に関すること	佐賀県電子県庁システムサービスデスク 0952-24-2151/受付時間 平日8時から20時まで
申請内容に関すること	佐賀県教育委員会事務局教職員課 県立人事担当 0952-25-7212/受付時間 平日9時から17時まで

第7 提出書類

	提出・準備書類	提出者	備考	提出締切
①	受験票	全受験者	受験番号は、11月上旬に佐賀県教育委員会ホームページに掲載する。電子申請時に付与される到達番号を入力し、受験票をプリントアウトすること。	試験当日持参
②	写真票	全受験者	縦4.5cm、横3.5cm（パスポートサイズ）の写真を貼付する。台紙の厚さは問わない。写真については、三ヶ月以内に撮影したもの。	10/20（月）
③	履歴書	全受験者	パソコン入力でも自筆でも可とする。氏名については、プリントアウトした後、 自署 すること。	10/20（月）
④	自己PR	全受験者	テーマに沿って、自己PRを記入する。記入については、パソコン入力でも自筆でも可とするが、1ページに収めること。	10/20（月）
⑤	試験結果通知用封筒	全受験者	長形3号(縦23.5cm、横12cm)封筒に、 ・「郵便番号」「(通知等を受け取る)住所」「氏名」を記入する。 ・封筒の左に「簡易書留」と記入し、 460円分の切手 を貼ること。※4ページの【記入例】を参照	10/20（月）
⑥	成績証明書 ※開封無効	該当者	実習助手 第2 受験資格 3 「工業」ア 「理科家庭」イ 該当学科又は課程に関する成績が証明できるもの	10/20（月）
⑦	最終学校の卒業証明書 又は卒業見込証明書	該当者	実習助手 第2 受験資格 3 「工業」イ 「理科家庭」ア、ウ 寄宿舍指導員 第2 受験資格 3 「寄宿舍指導員」 ア、ウ	10/20（月）
⑧	能力・実績調書	該当者	実習助手 第2 受験資格 3 「工業」ウ 「理科家庭」エ 併せて、能力に関する実績（免許、資格、受賞歴等）を証明するものの写しを提出すること。	10/20（月）

	提出・準備書類	提出者	備考	提出締切
⑨	資格取得を証明するものの写し又は取得見込み証明書	該当者	寄宿舎指導員 第2 受験資格 3 「寄宿舎指導員」イ	10/20 (月)
⑩	在職証明書 ※合格者のみ提出	該当者	実習助手 第2 受験資格 3 「工業」イ、ウ 「理科家庭」ウ、エ 寄宿舎指導員 第2 受験資格 3 「寄宿舎指導員」ウ 在職証明書とは、学校や民間企業・児童福祉施設等において、3年以上勤務したことを証明するもの。	12/25 (木)

- (1) ①～④及び⑧は、佐賀県教育委員会ホームページから様式をダウンロード、必要事項を記入し、プリントアウトして提出すること。
- (2) ・① は、試験当日に持参すること。
- ・②～⑨ は、令和7年10月20日(月)までに、郵送(消印有効)又は持参にて提出すること。
- ・⑩ は、合格者のみ、令和7年12月25日(木)までに、郵送(消印有効)又は持参にて提出すること。
- ・持参の場合の受付時間は、平日9時から17時までとする。

460円 切手	■■■ — ▲▲▲
佐賀	佐賀市
花子	×××××
様	×
簡易書留	

【記入例】

【郵送先】※ 簡易書留にて送付

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県教育委員会事務局 教職員課 県立人事担当 宛

- (3) 書類を郵送にて提出する際は、封筒裏面に、住所・氏名とともに受験する職名(実習助手または寄宿舎指導員のいずれか)を記入し、実習助手の場合は、併せて教科(科目)を記入すること。
- (4) 改姓等により、証明書等の氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本等、氏名の変更が確認できる書類を提出すること。

第8 選考結果の通知

- 1 選考の結果は、受験者全員に郵送により文書で通知するとともに、合格者の受験番号を佐賀県庁の掲示板に午前9時に掲示する。
 <発表予定> 12月5日(金)
 佐賀県ホームページ及び佐賀県教育委員会ホームページにおいても、合格者の受験番号を発表日の午前9時から一ヶ月間掲載する。ただし、必ず通知文書又は県庁の掲示板で確認すること。
 [佐賀県ホームページアドレス] <https://www.pref.saga.lg.jp/>
 [佐賀県教育委員会ホームページアドレス] <https://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/>
- 2 不合格者に対しては、各試験の得点及び成績ランクを通知する。通知を希望しない者は、電子申請による受験申込時に「成績開示希望」の欄で「希望しない」を選択すること。

第9 合格発表から採用まで

- 1 合格者は、採用候補者名簿に登録する。同時に、合格者には採用内定を通知する。なお、名簿登録の有効期間は、令和9年3月31日までとし、原則として令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に採用する。
- 2 名簿登録期間中に、以下の事項に該当する場合は、採用候補者名簿から削除する。
- (1) 提出書類等の記入事項に虚偽があることが明らかとなった場合
 - (2) 選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
 - (3) 教職員としての適性を欠くことが明らかとなった場合

【 留意事項 】

- 1 受験における配慮希望等があれば、電子申請の「受験上の配慮」の欄に記入するとともに、佐賀県教育委員会事務局教職員課県立人事担当に連絡すること。
- 2 申込受付後の職及び受験教科（科目）の変更は認めない。また、提出書類は一切返却しない。なお、申込（電子申請）時に申請・登録された情報は採用選考以外には利用しない。
- 3 スマートフォンやタブレット等、メールやインターネット機能のある機器の試験会場の敷地内での使用を禁ずる。
- 4 試験会場への自動車の乗り入れを禁止する。試験会場前や周辺での自動車の乗り降りは交通混雑の原因となり他に多大な迷惑をかけることになるので、厳に慎むこと。また、近隣のスーパー等に駐車して迷惑をかけることがないようにすること。
- 5 各自上履きを持参すること。
- 6 試験会場近くには食堂等が少ないので、必要に応じて、各自昼食の準備をすること。
- 7 試験会場の敷地内は禁煙とする。
- 8 試験中のけが等について、会場では応急処置のみを行うので、各自万一の事態に備えるほか、必要に応じて、保険に加入するなどの準備を行うこと。

【 インフォメーション 】

☆ 福 利 厚 生

採用と同時に公立学校共済組合の組合員となります。また、教職員互助会にも入会できます。

- ・本人や扶養家族が病気や負傷した場合、安心して治療することができます。
- ・出産、病気等に伴う各種の給付金制度があります。
- ・病気休職・育児休業補償の制度があります。
- ・人間ドック等の検診事業の制度があります。
- ・必要な場合には、低利融資が受けられる各種の貸付金制度があります。
- ・全国各地に宿泊施設があり、安い料金で利用できます。

この他にも、数多くの制度等があります。

☆ 勤 務 条 件

給与制度（令和7年4月1日現在）

初任給は、200,100円（高卒）、222,700円（短大卒）、242,800円（大卒）です。この金額に教職調整額が加算されます。昇給は、原則年1回です。

諸手当

期末・勤勉手当、通勤手当、扶養手当、住居手当などがあります。

災害補償制度

地方公務員災害補償制度では、地方公務員が公務上の災害または通勤途中における災害を受け、その災害によって生じた負傷、疾病、障害又は死亡という身体上の損害（物的損害や精神的な障害を除く）を被災職員の過失の有無にかかわらず、使用者の責任において補償します。

【 試験会場案内 】

佐賀県立佐賀東高等学校：佐賀市南佐賀3丁目1番15号 （TEL：0952-24-0141）

《主なアクセス（公共交通機関を利用の場合）》

JR 佐賀駅バスセンターから → 西鉄バス（西鉄柳川行） 「東高校前」下車

JR 佐賀駅バスセンターから → 佐賀市営バス（諸富経由早津江行）「東高校前」下車

【 採用選考試験に関する問合せ・連絡先 】

佐賀県教育委員会事務局 教職員課 県立人事担当

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

電話 0952-25-7212 メール kyouinsaiyou@pref.saga.lg.jp

※ 試験当日の急な連絡や問合せは、試験会場に行うこと。

※ 自然災害等により、やむを得ず日程や実施方法等を変更する場合がある。

教員採用選考試験に関する連絡は、佐賀県教育委員会のホームページ上で行うので、随時確認をすること。

[佐賀県教育委員会ホームページアドレス] <https://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/>

